

指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設に係る

事業者指定の更新手続きについて

1 対象サービス

以下の障害福祉サービス等及び施設障害福祉サービスが対象となります。

なお、特定・障害児相談支援につきましては各市町へ、一般相談支援につきましては高松市もしくは、香川県への提出をお願いします。

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 共同生活介護、共同生活援助
- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型、B 型
- ・ 施設入所支援
- ・ 特定相談支援、障害児相談支援
- ・ 地域移行支援、地域定着支援

※「同行援護」は平成 23 年 10 月から、「地域移行支援、地域定着支援」は平成 24 年 4 月からのサービスであり平成 24 年度の更新対象はありません。

2 更新申請手続きについて

各サービスの指定有効期限（指定書に記載）の 1 ヶ月前までに香川県健康福祉部障害福祉課・各市町障害福祉主管課へ指定更新申請書類等を提出すること。

指定有効期限	指定更新日	更新申請書提出期限
H 3 1. 3. 3 1	H 3 1. 4. 1	H 3 1. 2. 2 8
H 3 1. 4. 3 0 以降	指定有効期限の翌日	指定有効期限の 1 ヶ月前

3 指定更新通知等について

指定更新が認められた場合の指定更新通知は、指定有効期限が満了する月の月末に送付する。（※申請受付順ではありません。）

4 指定更新申請書類等について

根拠法令：障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】第 34 条の 7

【療養介護】第 34 条の 8

【生活介護】第 34 条の 9

【短期入所】第 34 条の 11

【重度障害者等包括支援】第 34 条の 12

【共同生活介護】第 34 条の 13

【自立訓練（機能訓練）】第 34 条の 14

【自立訓練（生活訓練）】第 34 条の 15

【就労移行支援】第 34 条の 16

【就労継続支援 A 型】第 34 条の 17

【就労継続支援 B 型】第 34 条の 18

【共同生活援助】第 34 条の 19

【指定障害者支援施設】第 34 条の 24

【特定相談支援】第 34 条の 59

【一般相談支援】第 34 条の 57

根拠法令：児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）

【障害児相談支援】第 25 条の 26 の 6

(1) 提出書類

別添「指定更新申請に係る提出書類の一覧表（確認用）」で、必要な書類を確認ください。

なお、指定（更新）申請書の「指定申請をする事業等の開始の予定年月日」の欄に、「現に受けている指定の有効期間満了日」を併せて記載してください。

提出部数は、1 部となります。

① 省略できる書類について

「指定更新申請に係る提出書類の一覧表（確認用）」において、「※ 1」の表示がついている書類については、既に各市町・香川県に届け出ている内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

なお、変更があったにも関わらず、必要な変更届を提出していない場合には、更新申請とは別に、変更届の手続きを行うこと。

② 追加書類について

提出書類により内容が十分に把握できない場合等は、必要に応じて、書類の追加提出を求める場合があります。

5 障害者総合支援法改正に伴う事項について

障害者総合支援法の改正により、平成24年4月1日から新たなサービスに移行し「みなし指定」を受けた、『児童デイサービス』『指定相談支援』については、1年間はみなし指定の適用を受けており、指定更新の手続きは必要ありません。

なお、みなし指定期間中に、改めてそれぞれの移行後のサービスの新規指定（本指定）を受ける必要がありますので、御留意願います。

本指定を受ける際の手続きについては、従前の新規指定申請の扱いとなります。

6 指定更新申請等に関するQ&A

問1 指定更新申請に当たっての留意事項はありますか。

答1 指定更新に当たっては、指定時の申請書類及びその後の変更届等により、現状で各指定権者に届け出ている内容と、指定更新の際に提出された書類の内容が一致していることが必要です。

一致していない場合は変更届の提出漏れであることから、指定更新の書類だけでなく、当該事項に係る「変更届」の書類一式の提出が必要です。その際、変更年月日の欄には、当該変更が生じた日付を記入することになります。

なお、当該届出時期により理由書、誓約書、顛末書等の提出を求めることがあります。

問2 休止中の事業所ですが、指定の更新だけはしたいのですが、可能でしょうか。

答2 休止中の事業所等で指定要件を満たさず指定の更新を受けられない場合は、指定の有効期限の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

なお、指定の更新に併せて事業の再開をする場合には、指定有効期限満了日までに事業の再開届を提出したうえで、指定の更新手続きを行うこととなります。

問3 ちょうど指定更新時に、職員が退職予定で人員配置基準を満たさないが速やかに補充を行うので、更新を認めてもらえないか。

答3 指定更新時に人員・設備・運営の各基準を満たしていない場合は、更新はできません。該当する基準等を再度確認し、指定の更新を受ける場合は、あらかじめ基準を満たすよう準備をして申請してください。

問4 指定更新の申請後、指定更新通知書の交付前に、変更、休止、廃止を行う場合の手続きは。

答4

【更新申請書類提出後に変更が生じた場合】

別途、変更届を作成し提出するとともに、必要に応じて更新申請書類の差し替えをお願いします。

なお、更新申請書類提出後の変更に係る届出である旨を、変更届の余白に明記願います。

【更新申請書類提出後に事業所等を休止又は廃止する場合】

指定の更新を受けることはできませんので、休止届又は廃止届と併せて、指定更新申請書の取り下げ書を提出願います。